

II 審理の対象とした番組

委員会が審理の対象としたのは、TBSが放送した次の2番組である。

①『みのもんたの朝ズバッ！』2007年1月22日（月）放送分中の不二家関連部分

不二家の元従業員の内部告発に基づき、同社平塚工場における賞味期限切れチョコレート¹の再利用疑惑を報じた内容であるが（午前7時08分から4分28秒間）、不二家からの指摘・抗議を受けるなどして、のちに同番組は以下の番組②において、不正確・不適切な表現等があったことを認め、訂正とお詫びを行なった。

委員会は、このような事態が生じた番組に「視聴者に著しい誤解を与え」るような「虚偽」があったか否かを検討するとともに、取材調査に困難をともなう内部告発の扱い方について、放送倫理の観点から検証する必要があると判断した。

②同 4月18日（水）放送分中の不二家関連部分

上記番組①で放送した内容の一部について訂正し、謝罪した内容であるが（午前6時38分から6分03秒間）、番組全体が不二家の広告と化したような不自然さが否めない。委員会は、番組中で訂正や謝罪を行なう場合の放送倫理上の問題を検証する必要があると判断した。

この2番組は、上述のとおり番組①の内容を番組②で訂正・お詫びするというものであり、委員会は、それぞれの問題点を指摘すると同時に、両者を密接に関連し合った一対のものとして総合的に検証することにした。同番組はこの時期に不二家関連のニュースを断続的に取り上げており、審理に当たっては、適宜それらも参照した。

*

【特記】内部告発通報者に対する配慮

委員会が検証した上記番組には、のちに詳述するように、不二家平塚工場の元従業員の内部告発が関わっている。マスメディアにとって、取材源の秘匿が譲ることのできない原則であることは言うまでもないが、他方で、委員会の審理にとっては、内部告発そのものがほんとうに存在したかどうか、その内容が番組に正確に反映されていたかどうかを確認することが欠かせない。

委員会はまず、TBSから提出された撮影取材の際のテープ内容を、言葉どおりに書き起こした文字資料を検討した。ここでは、通報者の身元の特定につながる部分は空白にされ、その間の秒数が記されていた。

次に委員会は、TBSに、その未編集の撮影取材テープに記録されている通報者の顔や音声、収録場所の映像に、身元を特定できないような加工をすること、しかし、映像の内容とその順番、撮影時間はそのままにしておくことを求め、その上でテープを視聴した。

その結果、内部告発の通報者がたしかに存在したこと、また先に提出された文字資

料が正確であることを確認した。

また委員会は、TBS報道局委嘱の弁護士が通報者に面談し、発言内容の再確認を行なって作成した内部「報告書」の提出を求め、その内容の確認と、上記の文字資料や撮影取材テープとのつき合わせを行なった。同社コンプライアンス室の説明によれば、報道局委嘱の弁護士に依頼したのは、報道局が、『朝ズバッ！』を制作している制作局とは別組織であることから、一定の客観性を確保できると判断したためだという。

マスメディアを通じた内部告発が、現代社会のさまざまな不正を明るみに出し、正すための有効な手段のひとつになっていることは疑い得ない。しかし、それが有効に働くためには、マスメディアが通報者の身元を確実に秘匿することが不可欠である。たとえBPO放送倫理検証委員会であろうと、身元が明かされるようになったら、今後、内部告発を行なおうとする人々に対し、萎縮効果を与えることにもなりかねない。

委員会はこの点を深く考慮し、今回の通報者の身元特定を避けながら、内部告発そのものの有無と内容を確認することにした。